

米英仏独の四半期開示制度の概要

	制度開示		自主規制機関による上乘セルール
	四半期報告 (財務諸表等を含む開示)	四半期開示 (定性的情報が中心)	
米国	<ul style="list-style-type: none"> ・ SEC 規則 (1934 年証券取引法 13 条) により四半期報告の登録義務が課されている。 ・ 開示様式は、原則 Form10-Q により行い、提出期限は、規模により 40 日又は 45 日となっている。 ・ 監査は不要、ただし独立公認会計士によるレビューが必要 	なし	なし
イギリス	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ E U 透明性指令に基づき、英国内法において、半期中に中間経営概況の開示を行うことが制度化されている (任意で四半期開示を行う場合は、中間経営概況の開示は不要) 。 	なし
フランス	<p>欧州域内企業についてはなし</p> <p>欧州域外企業については、自国等で開示する四半期報告 (フランスで求めるものと同様以上と認められる場合に限る) が開示される (通貨金融庁一般規則 222-16) 。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仏国内法により、四半期の経営状況報告・開示が求められている。 ・ 開示情報として、E U 透明性指令で中間経営概況開示に求められている情報に加え、売上高の開示が求められている。 <p>実際の企業の開示内容は、中間経営概況で求められている情報に売上高を追加しただけの簡単なものから、詳細なものまで多様となっている。</p>	なし
ドイツ	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ E U 透明性指令に基づき、独国内法において、半期中に中間経営概況の開示を行うことが制度化されている (任意又は外国の法制度に基づき四半期報告を行う場合は、中間経営概況の開示は不要) 。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツ証券取引所の Prime Standard 市場に上場している会社に対して、取引所規則 (Section 66(5)) で四半期報告の開示 (最低限、BS/PL の開示は必要) を義務付けている。

四半期経営概況 (Interim management statements) とは、各半期の開始後 10 週から終了前 6 週間の間に、当該半期に生じた重要な事象や取引及びその経営成績への影

響、及び当半期における財政状態や経営成績の一般的な説明といった定性的な内容を開示するもの。

Prime Standard 上場会社は、国際的な投資家のニーズに応えるため、四半期開示以外でも英語の開示を求める等、通常のドイツの上場会社に課されるEUの透明性指令のレベルを上回る開示水準を上場の要件としている。